

会 議 録

- 1 名 称 令和6年度 第1回北九州市消費生活審議会
- 2 議 題 (1) 令和5年度の相談状況
(2) 令和5年度の取組状況
(3) 「北九州市消費者教育推進計画(仮称)」の策定について
て
(4) その他
- 3 開催日時 令和6年7月4日(木) 10時00分～11時30分
- 4 開催場所 北九州市立消費生活センター研修室(ウェルとばた7階)
- 5 出席した者の氏名(委員)
上坂 豪、今泉恵子、服部貴明、平山智章、原田 緑、
塩塚真由子、中村啓子、瓜生麻奈美、木村美世
(事務局)
総務市民局安全・安心推進部長
消費生活センター館長、消費生活係長
(関係者)
北九州市消費生活相談員協会総括主任相談員
(欠席委員)
田中由美子
- 6 議事の概要 事務局が議題(1)から順次資料に基づき説明した。
その後、質疑応答を行い、議事を終了した。
- 7 経 過 別紙参照
- 8 傍 聴 者 なし
- 9 問い合わせ先 総務市民局 安全・安心推進部
消費生活センター 電話番号(871)0428

会 議 経 緯

1 議事

(1) 令和5年度の相談状況

(委員) 相談事例1について、総額約1万円の内訳や、差額を請求された経緯は。

(相談員) 通常価格が約1万円の商品で、定期購入契約に限り、初回のみ1,980円で購入可能となっており、相談者が初回のみで解約を申し出たところ、差額8,000円の請求を受けたもの。定期購入契約に関する広告表示が分かりづらく、問題があるのではないかとと思われる事例である。

(委員) 相談事例2について、衣装のみ送付されたとあるが、詳細や今後の取り扱いについて教えて欲しい。

(相談員) 貸衣装および着付けサービスの契約を結んでいたが、突然衣装のみが自宅に送付されてきて、中身を確認してもらおうと、廃業に関する説明とお詫びの書面が同封されていた。おそらく、着付けサービス契約の履行が出来ないため、お詫びとして衣装を送ってきたのではないかとと思われる。

(委員) 廃業ということは、返却する窓口がなく、財産を譲渡された形になるのか。今後の取り扱いはどのようなになるのか。

(委員) 破産管財人が付くとなれば、相談者を含む債権者に何らかの連絡がある可能性もある。貸衣装の譲渡が、破産直前に財産処分と見なされることも考えられ、返却を求められる場合もあるが、現時点ではわからない。

(委員) 相談事例3について、被害額がかなり大きい。相談から日が経過したが、その後の展開は。

(相談員) 明らかな詐欺行為に関する相談であるため、消費生活センターでは取り扱えない事例である。相談を受け、法律相談の案内まで行っているが、相談者からその後の報告等はなく、状況は不明である。

（委員） 同事例について、相談件数 28 件とあるが、どれもこのように高額なのか。

（相談員） 被害金額は様々であり、少額なものもあるが、特にこの事例が高額であったため、今回紹介している。

（委員） 令和 5 年度の相談件数は、前年度に比べ 0.7% 減少したとなっている一方、紹介された事例のような悪質な相談も見受けられる。減少した要因は、消費生活センターを頼る意識が薄れているのではないかと、相談窓口の広報が行き届いていないのではと思うが、どのように考えているか。

（事務局） 相談件数は多い少ないで、一概にどちらか良いとは言えず、正確な分析は難しいところである。前年度は、コロナから経済が活発化した影響等で増加したと思われるが、様々な要因で増減するものであると思われる。

（委員） 相談件数から状況を読み取ることは難しいと思うが、被害金額の年度別比較をすると良いのではないかと考える。比較は可能であるか。

（事務局） 消費生活センターが関り、斡旋等による相談者への救済金額がより重要な値となる。個々の事例について確認は出来るが、システム上相談約 1 万件の統計データの抽出などは難しいところである。

（2）令和 5 年度の実施状況

（委員） 司法書士相談について、毎月 1 回、年 12 回の相談機会がある。相談は年間 3 回となっており、機会に対し相談が少なかったと思うが、要因は。

（事務局） 昨年度まで、弁護士相談は毎週火曜日、司法書士相談は第 1 週金曜日に実施しており、司法書士相談を実施する週は 2 回の法律相談が行われていた。そのため、分散して件数が少なくなった可能性がある。今年度から第 1 週火曜日に司法書士相談、その他の週の火曜日に弁護士相談と週 1 回体制となったため、今後の動向を確認したい。

（委員） 市内大学等に配信されているヤング消費者トラブル情報について、その成果等は。

(事務局) 配信した情報は学校の電子掲示板等に掲示してもらい、学生向けに情報提供を行っている。また、配信によって消費生活センターの取り組み等に興味を持っていただき、出前講座の依頼が増加している。

(3) 「北九州市消費者教育推進計画(仮称)」の策定について

(委員) 若年者と高齢者に関する記載があるが、認知症の症状がなくいわゆる高齢者の手前にあたる年代に関するサポートについても、追加していただきたい。

(委員) 学校関係に関する記載について、軽度知的障害の方が自立した生活を開始する際のトラブル事例が多いため、保護者の方にもしっかりとした消費者教育が必要であると思われる。特別支援学校に関しては、保護者の方も対象にしていただきたい。

(事務局) いただいた意見を参考に、検討していきたい。

(委員) 幼稚園等における「生きる力」という項目について、消費者教育の推進の観点から、具体的にはどのようなことを行うのか。

(事務局) 例えばお小遣いを使う等、基本的な生活習慣を身につけるような教育を行い、将来的に消費者教育に繋がっていけばと考えている。

(委員) ライフステージの職域に関する項目について、若年社員に対する情報提供とあるが、例えば50歳以上の退職まで約10年となるような方に向けても、退職金を活用した投資や、資産運用に関する正しい情報の提供についても、検討していただきたい。

(委員) 同じく資産運用に関しては、相談事例3の紹介でもあったように、これまで資産運用の経験がある人であっても、多額の詐欺にあっているケースが多い。サポートに関しても検討いただきたい。

(事務局) いただいた意見を参考に、検討していきたい。

（委員） 若年層向けの取り組みとして、事例紹介等を行う SNS による配信を行っているが、高齢者向けの情報提供方法として、番組間に 5 分程度の市が提供する市政テレビを採用することはできないか。具体的な事例を画像付きの映像で見せることが効果的ではないか。

（事務局） これまで行ってはいないが、番組構成があるので、担当部署と協議したい。

（委員） 他に質問が無ければ議題を終了し、閉会とする。